

廃ビニール回収の際のお願い

- ★ 処理費用は、事業者である農家の皆さんの負担となります。
- ★ 塩化ビニール、PO系（ポリオレフィン系）、ポリエチレン等材質毎に分けてください。
- ★ **再生処理が基本となりますので、劣化したもの、焼けた部分は取り除き、再生に向くものと向かないものに選別し、別々に梱包してください。**
- ★ 分別の不徹底や土砂、金属、作物残さ、竹片、木片等の異物の混入は処理コストの上昇につながり、結果として処理費にはね返ってくることになりますので、**分別は厳守**してください。
- ★ 梱包後は、雨のあたらない場所に一時保管し、地元の市町村協議会や農協が指示した収集日、場所に持ち込んでください。
- ★ 回収する資材は、ビニール、ポリエチレン等のフィルムは全量回収を行いますが、肥料袋、その他資材などの回収は地域によって異なるため、収集を行う地元農協等の指示に従ってください。

フィルムの梱包方法

①泥やゴミを落とす



②フィルムを両側から絞り、
つづら折りにする



③同じ種類のフィルムで
3カ所を縛る



(巾)30cm

← 1m位 →

重さ10~15kg

分別回収 リサイクルが出来るように分別回収を徹底しましょう！

ビニールフィルム

農ビ



同じビニールで縛る

ポリフィルム
PO系フィルム

農ポリ

(同じフィルム)
で縛る



その他のポリ
(灌水チューブ・
ポリマルチ)

肥料袋



たたんで縛っておく

○詳しいことは、市町村協議会や農協等におたずねください。

農家のみなさん!!

農業用の使用済みとなったビニール・ポリフィルムなどは「産業廃棄物」になります。また、野焼きや不法投棄は禁止されています。

産業廃棄物の適正処理は、使用した事業者（農家）の責任となります。個々の農家で適正に処理することは難しいため、農協等で収集日や収集場所を設けて回収を行い、収集運搬・処理の許可を持った業者に委託し処理しています。

農業用使用済みプラスチック類（廃プラ）の適正処理、再資源化に積極的に取り組みましょう。

農業用廃プラ

焼くな 捨てるな 集めよう

あなたは、処理費を払いますか、罰金を払いますか。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」抜粋

第3条（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第16条（投棄禁止）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（・第16条の規定に違反して、産業廃棄物を捨てた者。）



【このチラシは再生紙を使用しています】

熊本県農業用廃プラスチック類処理対策協議会
市町村・農協 農業用廃プラスチック類対策協議会